

ふれあい定期 (年金受給者専用)

2020年10月1日 現在適用中

1. 商 品 名	ふれあい定期 (年金受給者専用)
2. 販売対象	当金庫にて公的年金を受給している方、または新規に受給手続きをされた方。
3. 契約期間	・ 定型方式… 1 年 ・ 期間 1 年の自動継続定期預金とする。
4. 預 入	
(1) 預入方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) 預入金額	お一人あたり限度額 200万円 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息	
(1) 適用金利	固定金利。預入れ時のスーパー定期 1 年ものの店頭表示利率に 0.2% を上乗せした利率を約定利率として、満期日まで適用します。自動継続後の利率は、継続日におけるふれあい定期の上乗せ利率を適用します。
(2) 利払方法	満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算をします。
7. 税 金	利息には以下の税金がかかります 源泉分離課税 (国税15.315%・地方税5%) ※マル優ご利用の場合は非課税
8. 手 数 料	不要です
9. 付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 6ヶ月未満 解約日における普通預金利率 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは職員にお問い合わせください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さま相談担当 (電話:0800-200-1152 9:00~12:00/13:00~17:00) にお申し出下さい。 【紛争解決措置】 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031 9:30~12:00/13:00~15:00)、 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588 10:00~12:00/13:00~16:00)、 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249 9:30~12:00/13:00~17:00) の 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さま相談担当または全国しんきん相談所 (電話:03-3517-5825 9:00~17:00) にお申出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停) ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい。
13. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。
14. 年金受給の確認	・ 現在受給している方は、普通預金口座を照合し、年金振込みが現在も継続されているかを確認させていただきます。 ・ 新規に手続きされた方は、裁定請求書および支払い機関変更届けを確認させていただきます。